

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地については、農業生産活動を通じた食糧の安定供給に加え、自然環境の保全や水源のかん養、良好な景観の形成といった多面的機能が発揮される。農道や用排水路等については、このような農業の有する多面的機能を発揮する上で重要な役割を担っており、農用地とともに良好な状態で維持・保全し、かつ有効利用を図ることは極めて重要となっている。

本市の農地は、海岸部においてはそのほとんどが干拓地であり、農地や集落の水害防止と排水機能の向上のため、堤防や排水機場の整備が進められており、今後も引き続きこれらの整備・保全管理に取り組んでいく。他の地域においては、多くのため池が大小様々に点在しており、農業用水の確保だけでなく、農地や集落の安全確保のためにも、老朽ため池や危険ため池などの改修などを推進していく。

一方で、本市の農家1戸あたりの耕作面積は53.2aと小さく、農業者の兼業化や高齢化が進み、耕作放棄地、不作付地などの遊休農地が増加している。

さらに、農村部における過疎化や高齢化、混住化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられていた農地や水路、農道等の維持管理が困難になることが危惧されるため、地域ぐるみでの保全活動の必要性が高まっている。

本市では、農用地等の保全と有効利用に向けて効率的・安定的な農業経営を確立するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用などにより、地域一体となって農地や土地改良施設等を保全し、農用地等の適正な維持・管理を図るとともに、地域農業の担い手や集落営農法人等の育成及びこうした担い手への利用集積、集落による営農活動を推進する。

2 農用地等保全整備計画

表7 農用地等保全に係る施設の整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農用地等保全施設整備	ため池整備1箇所 堤体工、余水吐工一式	上木部	22.1ha	1	ため池等整備事業 (大谷口)
農用地等保全施設整備	ため池整備1箇所 堤体工、余水吐工一式	下坂本	25.1ha	2	ため池等整備事業 (上洗川)

3 農用地等の保全のための活動

遊休農地に関しては、毎年、農業委員会が農地利用状況調査を実施しており、自ら耕作するか、貸し付けるか等の利用意向調査を行っている。

また、農地を保有するために必要な下限面積を、農地法施行規則第17条第1項の規定に基づいて引き下げており、農業経営に参入しやすくしている。

農地の有効活用や規模拡大による生産性の高い農業経営実現のため、農地中間管理機構を活用して農地の利用集積に積極的に取り組み、新規就業者への農地確保、集落営農法人など担い手への農地の集積を図る。

さらに、農業の有する多面的機能を発揮するための適切な保全管理の推進を図るために、農地・水路・農道等地域資源の保全管理や施設の長寿命化を行う地域の共同活動を支援する多面的機能支払制度の活用を推進する。

中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落協定による農用地保全活動を推進する。

農作業受委託については、集落営農法人や集落協定組織、農業公社などが中心となって実施する。

耕作放棄地については、農地の利用集積の促進や地域ぐるみの農用地等保全活動の推進、「山口型放牧」実施の支援などにより、その発生抑制及び解消に取り組む。

有害鳥獣等被害については、地元や関係機関と連携しながら被害の実態把握や駆除・捕獲等の実施に努めると共に、鳥獣等の生態に応じた効果の高い施策を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、自然環境の保全、災害の防止、保健休養の場の提供等、公益的機能の面において重要な役割を果たしている。

そのため、森林の公益的機能の重要性などについての啓発を図りながら、植栽・保育・森林病害虫防除等の森林整備や林道の整備を推進することで適切に管理し、災害や農地の荒廃、鳥獣被害などの抑制につなげ、農村環境の保全を推進していく。